

令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1 担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の支援について

- (1) 意欲ある担い手、新規就農者がいきなり大規模な農業経営を行うのはリスクが大きいため、10～20ha規模程度で周年安定栽培を指導するとともに、新たな栽培方法やA.I・I.C.T等によるシステムの情報提供を行える体制を整備し、担い手確保に努めること。
- (2) 「人・農地プラン」など地域の話し合い活動により、担い手農家や担い手法人の農地の集約化（団地化）を支援するとともに、四地区で情報を共有し地区にこだわらず、定期的な意見交換する仕組みを構築すること。
- (3) 担い手・担い手法人・認定農業者に対しての支援を厚くし、それを農業者にもっと知ってもらう対応を計ること。
- (4) 畑管理の草刈りサポーター登録を今後も継続募集し、草刈り隊などの組織作りを進め、有効活用できる体制づくりを進めること。
- (5) 地権者は、農地を貸し出すと自分の所有地であるという意識が薄れ、農地に無関心となる傾向がある。また、農地の受け手である法人等は、農地管理が困難な農地も引き受けなければならない実態もある。
大規模法人だけで農地を守るのは難しく、地権者や地域の協力が必要なことを広く呼び掛けること。
- (6) 農地の確保と有効利用に向けて、「農地付き空き家」の農業政策上の位置づけを明確化すること。また、下限面積の引き下げにより制度の活用増が見込まれるため、設定地域の判断基準や新規就農促進の明確化を図ること。

2 遊休農地の発生防止・解消及び有害鳥獣被害対策について

- (1) 飯島町の新たな特産品を研究し、遊休農地等で原材料の生産を行うなどの取り組みを検討すること。

- (2) 鹿や猪による有害鳥獣被害が依然として多いことを踏まえ、侵入防止柵の維持管理と駆除関係者の確保・支援を継続していくこと。

3 その他

(1) 女性が地域の意思決定の場へ参画することや、個々の能力を活かした地域活動を推進し活力ある町づくりに参加できるよう支援すること。

(2) 郷土食の伝承活動と、地産地消に向けた取組の推進を図ること。

(3) 現在策定中の飯島町農業農村活性化計画「地域複合営農への道パートV」においては、内容を十分に精査し、次代に即したものにすること。

(4) 次期農業委員の推薦・公募にあたっては、募集要領やホームページ等において、委員が地域で行うべき活動の内容の理解に努めること。

また、農業以外の経験を有している方も視野に入れ、現場での積極的な活動を行う事が出来る方の応募・推薦が活発となるよう取り組むこと。